

専攻分野の名称	教育学
専攻の区分	教育学

〈氏名〉 菅野 拓

テーマ名：

教育史における韓愈の評価

要旨：

韓愈、字は退之。西暦七六八年に生まれ、八二四年に没した中唐の人である。文章家あるいは儒学復興の思想家として評価されているが、事跡が中国教育史においても叙述されていることを知った。そもそも教育および教育学という言葉が一般に課題とするのは、近代市民社会における民衆教育の制度（特定の階級階層を対象とするのではなく教育の機会均等に立った近代公教育）を中心としたものであり、前近代の人物である韓愈が教育史を飾るとすれば教師論的な視点に限られるのは已むを得ない。

今、近代市民社会という語を引いたが、これは西洋史の時代区分から生まれた概念であって、教育学もまた西洋史と歩みをとめていると言つてよい。その証左が教育史で主となるのは古代ギリシア・ローマから連綿と続く西洋教育史であり、日本教育史がそうであるように中国教育史もその前史については付録のような扱いに過ぎない。全ては西洋化とともに教育学は始まった、かのである。

しかし近代公教育とは言え、その運営をするのは国家権力であり、三権分立なる近代市民社会の統治の仕組みからして実は権力の暴走（権力の座にある人間の醜悪さ）を前提としたものであることを想起すれば、教育制度を権力者の恣意から引き離そうとするのは古くて新しい問題であるし、いかにして専横や不条理に対して阿諛追従しない良心ある人々を生み出すかというのも教育学の本旨に関わることであろう。

拙稿を起こす切っ掛けとなった伍振鷺（ゴシンサク。三文字目のサクの字は、かしらが族、あしが鳥）『中国教育史要略』（五南図書、二〇〇八年）は、韓愈の教育思想を代表する三大著作として「原性」「原道」「師説」を挙げているが、私は「雑説（その四）」「進士策問十三首（その五）」「論仏骨表」の三者こそが韓愈に教育史上の地位を与えていると考える。「原道」で人間が社会的動物であつて集団を作り国家を形成しなければ生きていけない存在であることを指摘した韓愈は、決して現実追認に流れるのではなく、人を育てることの大切さ、いつも自らの頭で考えることの大切さ、そして時には命がけで正論を述べる大切さを右の「雑説（その四）」以下で説いた。良心ある人間づくりの範を示したことが、韓愈の教育思想を不朽にしている。韓愈は教師論で取り上げられるべき人物である。

〈テーマ名〉

教育史における韓愈の評価

専攻分野の名称	専攻の区分
教育学	教育学

〈氏名〉
菅野 拓

目次

1	はじめに	… 1
2	韓愈の略伝	… 1
3	中国教育史	… 4
4	伍氏『要略』の韓愈 「原道」「原性」「師説」	… 6
5	教師に求められる人格 「雑説（その四）」	… 8
6	自分で考えること 「進士策問十三首（その五）」	… 10
7	正しいことの主張 「論仏骨表」	… 11
8	韓愈の評価 国家権力と教育	… 13

1 はじめに

韓愈との出会いは、高校時代の漢文教科書である。そこで強烈な印象を受けたのが「雑説」と題された散文であった（正しくは四つの部分からなる「雑説」の一部）。現実の教育が、学校という工場で教師の手により国家の規格に合う製品を作り出すための作業だとすると、劣等生で凡そ規格を満たすことのなかった私は、そこに描かれた韓愈の批判精神めいたものに強く惹かれることとなる。

それから四十年の歳月が流れ、たまたま中国教育史で韓愈が取り上げられていることを知った私は、十代の頃に出会ったこの人物に対して管見を述べてみたい気になった。彼の教師論ともいうべき思想が現代でも教育学の抱える課題を鋭く突いていると感じられるからである。

なお、今回の学位授与申請は平成二十四年度以来の再申請であり、前回が単位可であったため改めて単位修得証明書は提出していないが、末尾写し添付のとおり本稿執筆に当たっては「教育心理学」「教育方法論」「環境教育」を新たに履修したことを付記する（前回は学修成果を「定家筆土佐日記の書誌学的一考察」として書誌学で申請したところ、教育学の分野ではないと門前払いをされた）。

2 韓愈の略伝

まず韓愈の略伝を『旧唐書』によって記す。九〇七年に唐が滅亡して九六〇年に北宋による統一がなされるまでを年表は五代十国と呼ぶが、その五代の後晋に成立した『旧唐書』は卷百六十に韓愈の伝を置いている。それによると韓愈は字を退之といい、昌黎に生まれた。この地名は韓愈の号ともなる。姓は韓、すぐれるという意味の愈を名とし、成人してからの呼び名である字の退之は謙遜の意である。生年を記さないが、長慶四年（八二四年）に五十七歳で物故したとあるから大暦三年（七六八年）の生まれである。

父は仲卿といい、名位がなかった。ここを『新唐書』卷百七十六の韓愈伝では家系を北魏の貴顕に求め、父は武昌の令となって善政を民から慕われたするが、『新唐書』を編纂した北宋の欧陽脩（一〇〇七―一〇七二）は韓愈を尊敬した人物であっただけでなく、史料処理に際して恣意的な改変を平気で行ったことが知られている。『新唐書』韓愈伝には他にも『旧唐書』にない情報を多く含むものの、やはり未整理のまま原史料を放り込んだ

とされる『旧唐書』の記述に以下は従う（以下、韓愈伝とあるは『旧唐書』のである）。

三歳で孤児となった韓愈は従父兄に養われる。貧困の文字は出てこないから、経済面では学問に困らない環境だったと思われる。「自以孤子、幼刻苦学儒、不俟奨励」と、幼時から誰かに奨められるまでもなく学問に志した。当時、前漢の楊雄や董仲舒の著作を習う学派が存在し、韓愈はそうした人々と交わって研鑽を積み「欲自振於一代（自ら一代に振るわんと欲す）」というのだから大望の持ち主であった。

こうした努力は報われて、韓愈は進士に及第する。これも時間が不明である。宰相の董晋が大梁（開封）に鎮したときには及第していたことが書かれているので、『旧唐書』徳宗本紀や董晋伝を参照すれば貞元十二年（七九六年）よりも前のことになる。

ここで進士について触れると、中国教育史では隋唐は科挙の時代とされ*1、隋に始まった試験による官僚登用制度は唐で定着し、秀才、進士、明経などの何種類もの官僚登用試験が存在していた。当初は秀才科が最も難関であったが、その難関ゆえに及第者が極少に止まったため皮肉にも廃されて、進士科がこれに取って替わる。「三十老明経、五十少進士」*2の俗言は、科挙の中でも進士科の難しさを表現している。二十代で進士となった韓愈は優秀だ。因みに韓愈がその属僚となった宰相の董晋は明経の及第である。

さて、官途についた韓愈は「發言真率、無所畏避、操行堅正、拙於世務」と所謂ゴマスリとは対照的な生き方をした。中央での職官を拾うと四門博士（正七品上）、監察御史（正八品上）、国士博士（正五品上）、中書舍人（正五品上）、国士祭酒（従三品）、兵部侍郎（正四品下）、吏部侍郎（正四品上）、刑部侍郎（正四品下）、礼部尚書（正三品、ただし追贈）などが見える。職官の品は『旧唐書』職官志。

韓愈伝では、彼が宮中での宦官の専横や、藩鎮と呼ばれて地方軍閥化した節度使の跋扈といった現実の政治問題にこそ手腕を振るいたいと考えていた姿が描かれているから、右の職官を見る限り、進士の韓愈は官僚として志を得なかったことがわかる。先の明経の董晋が宰相となり、太傅（正一品）を追贈されていることに比べても明らかだ。

韓愈はしばしば官僚として曲直を論じた。そのために左遷されることも多く、後述の「論仏骨表」では死刑に処せられそうになるが、その才を惜しんだ人々からの取りなしで助かる。ただし世務に拙なりとされた韓愈は、交友では情に厚かった。「愈性弘通、与人交、荣悴不易」の文字がそれを表している。「観諸権門豪士、如僕隸焉」ともあり、強い者には諂って弱い者には居丈高になるような世間の風潮とは逆である。

こうした韓愈の人情は、韓愈伝からは外れるが例えば「侯喜を送る（送侯喜）」という

詩にも窺える。吉川孝次郎の解説では「韓愈五十三歳、大学の総長にあたる国士祭酒に任ぜられた年の暮れの作である」という*3。生前の韓愈の官位が一番高かったときで、侯喜は韓愈の二十年来の弟子で国士監主簿であつたらしい。従七品下とされるその職を、大学の学生課長に吉川はなぞらえて「だいぶ気の毒な地位である」と言っている。

已作龍鐘後時者 已に龍鐘（老人の意）として時に後るる者と作り

懶於街裡蹋塵埃 街裡に塵埃を蹋（ふ）むに懶（ものう）からん

如今便別長官去 如今 便ち長官に別れて去る

直到新年衙日來 直ちに新年の衙日に到りて来たれ

韓愈より後輩の進士であつた侯喜も、既に老いて出世しないまま時代の舞台から去るしかない。そんな彼が、年末の休暇の挨拶に長官の韓愈の許を訪れたときの詩で、新年の御用始めの日には再び顔を見せてくれという結句には、敢えて日常の何でもない出来事を題材にしながら、学徒としての自らと学友である侯喜に対する万感の思いが籠もっていると私には映るのである。

韓愈伝は、彼が魏晉南北朝からの対句を基本とする修辞主義に傾斜した駢文に抗し、司馬遷や楊雄のような秦漢以前の流れを汲む古文を復興しようとし、世上これを「韓文」と称したと述べた後で、「然時有所才肆意、亦鑒孔孟之旨（然れども時に才を好み意をほしいままにするあり。また孔孟の旨にそむく）」と手厳しい批判も併せて記して終わる*4。

そして韓愈伝では、韓愈の著作である「進学解」「論仏骨表」「潮州刺史謝上表」「鱷魚文*5」を収録している（前二者は、ほぼ全文。後二者は要約）。「進学解」は戯れ文の形で政治的に不遇をかこつ好学の士たる自らの様子を主張したものとされ、これが目にとまつて国士博士から中書舍人へ転じることができたと韓愈伝は記す。後に改めて触れる「論仏骨表」は皇帝憲宗の淫祠邪教*6を面を冒して諫言したもので、この諫言で一度は死刑になりかけたものの罪一等を減じられて潮州刺史となつたことを「潮州刺史謝上表」では憲宗に謝しつつ「論仏骨表」を補足している。よつてこの三者は韓愈の身の処し方として掲載は肯けるが、最後の「鱷魚文」を選んだのは如何なる意味なのか。

この文章は潮州刺史となつた韓愈が、土地の人々に害悪をなす怪魚に対して皇帝の名代として悪行をやめるように告じたものであり、後生から児戯に類するとの酷評もある。韓愈伝では豚の生け贄と告文を受けて洪水が起こり怪魚の害はなくなったと書いているが、このような怪異譚を正史が採った理由は韓愈の人柄の紹介か。「鱷魚文」は、吉川孝次郎の言う「韓愈は、ごつごつした議論文、乃至は議論詩を得意とする一方、その精力の別の

あらわれとして、むじやきな、いたずらつこのような、側面をも、もっていた」*7が当てはまる作品なのだと私は思っている。以上が、韓愈の略伝である。

3 中国教育史と唐代

本稿の切っ掛けの一つとなったのは、注1で引いた伍振鷺『中国教育史要略』である（以下、伍氏『要略』という）。これは一九九五年まで四十年にわたり台湾師範大学の教壇に立っていた著者が二〇〇八年に世に送ったもので、B5版二七〇頁の要略とは言え、海峡対岸（北京政府のこと）が小組を作って集団の力で教育史を編纂しているのに比し、飽くまでも一個人の業であること、小組に作業量では遠く及ばないが内容の統一という点では優れた面がある、と大見得を切っている。日本でも、教科書の多くは共同執筆という名の寄せ集めで記述の重複や齟齬が多いことを思うと、伍氏『要略』は評価するに足る。

伍氏『要略』は、時代を上古官学時期、先秦私学時期、兩漢太学時期、魏晋異化時期（南北朝附）、隋唐科举時期、宋明書院時期、清代变革時期、民国西化時期の八に区分し、最後に未来の教育について筆を及ぼしている。各時期は時代背景・教育施設・教育思想の三つの項目の下に叙述されていて（ただし上古は教育思想なし）、中国教育史の入門者にはわかりやすい組み立てである。

まず確認しておくべきは、教育学という学問が近代になるまで中国に存在しなかったことである。清末の一八九八年に戊戌の変法から西洋の教育制度を移植して、大学で教育学が講じられるようになり教育史なる科目も誕生したが、それは西洋教育史であった。後にその付録に中国教育史を取り上げるようになったものの、独立した中国教育史の誕生までには時間を要する。しかし、その中国教育史も日本人の書いたものを焼き直した程度だったと伍氏『要略』は言う。試みに日本の教職員採用試験の参考書*8を開いても、西洋教育史と日本教育史の二部構成で中国教育史は影もない。教師論の教科書ではソクラテス、キリスト、釈迦と並んで孔子が取り上げられていたりするのが救いだ*9、かように中国教育史は認知されていないことが分かる。*10

こうした問題は日本教育史でも見られたことで、明治二十年代に文部省から刊行された佐藤誠実『日本教育史』を以てその嚆矢とするが、その叙述は単なる文化史であるとの批判があり*11、そもそも教育学が教授学から成立したこと、十七世紀のコメニウスがそれを「あらゆる人にあらゆる事柄を教授する普遍的な技法」と規定した*12ように、歴史的に近

代市民社会に向かわなかった国々で教育学を受容することの困難さが中国や日本での教育史の組み立てにも現れているのかも知れない。

では、中国教育史なるものは存在しないのか。伍氏『要略』は、現代社会の逼塞状況を打開するのは先哲の大同世界^{*13}でしかないと断じ、不幸にして中国の近代は自我や主体性を喪失し、長を取って短を補うことをせずに逆に短を取って長を捨てる愚を犯してきた。今、未来に繋がる教育を形作るためにも中国の歴史を教育学的な視点で組み立て直すことが必要だとするのである。

こうした視点で、唐代はどのような時代なのか。時代背景として挙げられるのは、魏晉南北朝の長い分裂と争乱の時代を経て現れた統一の時代で、従来の漢民族と異民族との血統融合が生じて国際化が進んだことだ。思想的には南北朝の戦乱下で特に悲惨な状況にあった下層民の現実逃避として仏教が広まり、それが知識人の間にも定着した時代である。もつとも一般的には仏典に接して哲学的な思索をめぐらすという部分よりも、苦しいときの神だのみ式の俗信であることは否めない。仏教は、神仙思想と融合した既存の道教とともに民衆思想として勢力を持った。儒教が衰退した時代とも称される（儒教、仏教、道教の三者を儒釈老ともいう）。教育施設としては科挙の実施と、それに付随する学校の整備が挙げられる。

科挙は隋に始まるが、その由来は内藤湖南が唐宋変革論で説いたように隋唐は貴族制の時代であり、固定化した門閥貴族が皇帝を脅かすくらいの力を持っていて、皇帝は貴族団の代表でしかないという権力構造にあった。すなわち皇帝はそうした貴族団の掣肘を嫌って、有能で子飼いの官僚を作るために試験制度による官僚登用を図ったのが科挙なのである。この科挙は郷試と省試の二段階で、郷試の合格者が国子監の管理下にあった太学等で学んだ後で最終試験たる省試を受けることになる。受験資格は伍氏『要略』によれば「科挙制則公平客観、直接可以選拔真才、間接可以達成『布衣宰相』的理想、開放参政的機會於全民」とあって、世界的にも理念として非常に先進的な制度であった（布衣宰相は平民宰相の意）。

もちろん科挙に対する貴族団の圧力も存在したし、もとより君主制下の制度であるという差別性を内在し、かつ当然貧民には無縁のことであったし（私自身、高度経済成長期の初めに生を受けながら金銭的な理由で幼児教育の機会すら得ていない。教育には金が必要なのだ）、さらに個々の人間の能力は先天的に異なることを無視して絶対評価あるいは相対評価で人間を選別するという理念としての限界はあった。だが、唐代には固定化した身分

制度に多少修正を加える試験制度が存在したのである。これが韓愈が生きた時代である。

伍氏『要略』は、この時代の教育思想として隋の王通（？～六一七）、そして唐の韓愈、韓愈の弟子の李翱（七七二～八四一）の三者を挙げている。その理由は、著者が思想的にこの時代を儒釈老の三つの思想が対立から止揚に向かう過程と捉え、つまり宋明の理学への胎動期と捉えていることにあるようだ。王通は儒家学説を主軸としながらも釈老的な見方も取り入れ、韓愈が激しく仏教を攻撃したのは「知己知彼」のために必要であったし、韓愈の弟子であった李翱に至っては「援釈老入儒」、すなわち仏教や道教の考え方を援用して儒学を解釈したとするのである。この辺りからも、前述したように伍氏『要略』が来たるべき大同世界への流れを教育史に見て取っているのがわかる（千人の門人を持ったという王通は教師と呼ぶ相応しく、その意味で教育史を飾るに足ると思う）。拙稿では韓愈の教師論についてのみ取り上げる。

4 伍氏『要略』の韓愈 「原性」「原道」「師説」

伍氏『要略』が韓愈の三大著作としているのが「原性」「原道」「師説」であり、これを概観しておく。

第一の「原性」は、人間の性質について論じたものである。本文は五百七十六文字。孟子の性善説、荀子の性悪説、楊雄の性善悪混説といった古来からの論争に関して、韓愈は人の性には上中下の三品があり、上品は善のみ、中品は教育によって上下する、下品は悪のみとした。要は生まれながらにして、上品の人間、中品の人間、下品の人間がいるというのである。韓愈はその論拠として故事を幾つか引いているが、何回読み返しても論理性があるとは思えない。^{*14}

韓愈は、ここで「中焉者可導而上下也」「上之性就学而愈明、下之性畏威而寡罪」と言っている。中品は導き方で上下し、上品の人間は学ぶことでより明らかになり、下品の人間は刑罰で脅すことで罪が少なくなるというのだから、結局教育により人間は改変可能であるとした韓愈を伍氏『要略』は評価する。

第二の「原道」は、人間のあり方を論じたものである。本文は、千四百二文字。人間は動物と違い、社会を作って文明を持たなければ生きていけないと韓愈は主張する。「如古之無聖人、人之類滅久矣。何也。無羽毛鱗介以居寒熱也。無爪牙以爭食也」と例を挙げる。もし古の聖人が教化しなければ、羽毛や鱗がない人間は寒熱を防げず、牙や爪のない人間

は他の動物と食べ物を争えず、人類は滅亡していた。人間はそうした聖人の教化を得て国家を作って繁栄してきたのに、道教は聖人不要と言い、仏者は国家としての社会秩序は不要だと言う。とんでもない話だと韓愈は攻撃するのである。仁や義という徳目を尊重して社会秩序を形成してきたはずの中国は、周が衰えて以降は釈老の害によって危機に瀕している。中国の本来の姿を取り戻すためには釈老を排除することが必要で、そのためには僧侶や道士を普通の人間に戻し、その書を焼けとまで結語で韓愈は言うのである。

秦の始皇帝の焚書坑儒ばりの過激さがあり、韓愈は歴史的に儒学復興とともに排仏論の旗手とされることになる。南宋の皇帝孝宗は仏教を尊ぶ立場で「原道論」を著して韓愈に反駁した^{*15}というから、「原道」は釈老攻撃の尖兵と目されたようだ。伍氏『要略』は、釈老の徒が政官界にまで浸透し大きな影響力を持っていたことに対し、儒教を中心とする中国の伝統文化を復興しようとしたのが韓愈の意図であると評価し、上っ面だけ見て「原道」を排仏論とすることを斥けている。私は人間を社会的動物であるとして論を進めた点で、空理空論の客ではない実務家の韓愈を評価したい。

なお、韓愈が如何に孔子の徒であったかは「与孟尚書書」^{*16}の大文章に如実である。すなわち「釈老之害、過於楊墨。韓愈之賢、不及孟子。孟子不能救之於未亡之前。而韓愈乃欲全之於已壞之後」（釈老の害、楊墨に過ぎたり。韓愈の賢は孟子に及ばず。孟子はこれを未亡の前に救う能わず。しかして韓愈はすなわちこれを已壞の後に全うせんとす）と。

第三の「師説」は、教師論であるよりも、学徒として師を求めることの大切さを論じたものである。本文は、四百五十二文字。「古之学者、必有師。師者所以傳道授業解惑也。人非生而知之者。孰能無惑。惑而不從師、其為惑也終不解」という書き出しからして、韓愈の「原性」や「原道」よりも平易であることがわかる。常に謙虚に学んで倦むことなくそれが趣旨なのだが、「孔子曰、三人行必有我師焉。故弟子不必不如師、師不必賢於弟子」のくだりは教師論としても重要である。今に人類の教師^{*17}と称される孔子ですら、なお師を求めた。「弟子は必ずしも師に如かずんばあらず、師は必ずしも弟子より賢ならず」という箇所訓読は部分否定の例文としても多用される。師たる者は常に謙虚で自らも学べと韓愈は言うのである。二〇一二年の大阪市立桜ノ宮高校バスケット部顧問教員が部員を自殺に追い込んだ事件や、同じく二〇一二年のロンドンオリンピック女子柔道日本代表監督による選手への暴力事件など、教師となった「原性」でいう下品な人間による蛮行を思うにつけ韓愈の憤慨が聞こえてきそうである。

伍氏『要略』は、「師説」の評価で後述の「雑説」を引いて「故挾師不可不慎」と述べ

ている。故に師を扱ぶに慎まざるべからず。どうやら「師説」は、韓愈の一番言いたかった激烈な部分を「雑説」に委ねた作品なのかも知れない。

5 教師に求められる人格 「雑説（その四）」

ここから私の韓愈論である。この「雑説（その四）」に私は深く心を打たれた。これは馬説とも呼ばれることがある。以下に全文を引く。本文、百四十九字。

世有伯樂、然後有千里馬。千里馬常有。而伯樂不常有。故雖有名馬、祇辱於奴隸人之手、駢死於槽櫪之間、不以千里稱也。馬之千里者、一食或尽粟一石。食馬者、不知其能千里而食也。是馬也、雖有千里之能、食不飽力不足。才美不外見。且欲与常馬等、不可得。安求其能千里也。策之不以其道。食之不能尽其材。鳴之而不能通其意。執策而臨之曰、天下無馬。嗚呼、其真無馬邪。其真不知馬也。

世に伯樂有りて、然る後に千里の馬有り。千里の馬は常には有れど、伯樂は常には有らず。故に名馬有りと雖も、ただ奴隸人の手に辱められ、槽櫪の間に駢（なら）び死して千里を以て称せられず。馬の千里なる者は、一食に或いは粟一石を尽くす。馬を食らわす者、その能く千里にして食らうを知らず。この馬や千里の能有りと雖も、食飽かずして力足らず。才の美、外に見れず。且つ常の馬と等しからんと欲するも、得べからず。安（いづく）んぞその能く千里なるを求めんや。これを策（むちう）つにその道を以てせず。食らわしてその材を尽くさしむる能わず。鳴くもその意に通ずる能わず。策（むち）を執りてこれに望んでいわく、天下に馬無しと。ああ、それ真に馬無きか。それ真に馬を知らざるなり。＊槽櫪（そうれき）は飼料桶。

奴隸というのは諸橋轍次『大漢和辞典』では下僕と訳される。その用例に引く『晋書』劉元海載記の「晋為無道、奴隸御我（晋無道を為し、奴隸我を御す）」は、西晋が誇りある匈奴民族を蹂躪してきたとの比喻であり、韓愈がこれに人の字を付して奴隸人と造語したのは本当の下僕ではなくてその地位に相応しくない下らない人間の意の強調である。^{*18}

さて、馬説は訓読だけで意味が十分通じる名文である。ただ、教育学的には問題点もある。それを指摘する前に、「雑説」とは「さまざまのものとについて」^{*19}の意であつて、右に引用した部分に先行する三つの文があることに触れなければならない。

先ず「竜説」と呼ばれるものが来る（本文は百九字）。これも後人の便宜的な命名で韓愈は知らない。いわく「竜は氣を吐き出して雲を作る。そしてその雲に乗って空を駆けめ

ることができる。不思議なことに、竜が頼りとするものは自分自身でこしらえたものである」と。続いて「医説」が来る（本文は二百十八字）。いわく「善医は脈で診断する。肉づきの善し悪しなど診ない。政治もそれと同じで、理念が問題であって安危など問題ではない」と。次に来る「鶴説」は変な話である（本文は百八十九字）。いわく「談生という者が崔山君の伝を作った。その中で鶴がしゃべったと書いているのは不思議なことだ。しかし昔の聖人には形が蛇のような者もいたし、世間には人面獣心の者もいる。崔山君の伝が邪悪を憎んで書かれたことを評価する」と。四部備要の『韓昌黎全集』*20のこの箇所には「談は姓で名は不明」と注があり（談生は談さんの意）、崔山君の伝も不明である。そもそも、現行の雑説が四部構成となっていることが韓愈の意なのかわからず*21、この四部を起承転結の如く解する説もあるが牽強附会の観を免れない*22。今は「雑説（その四）」を独立した論として扱う。

さて、韓愈が教師の姿として伯樂を出したのは言うまでもない。生徒が持っている力を伸ばすのが教師の本分なのであるから、生徒が伸びないことは教師の教育方法の責めである。それを自覚せず、生徒を侮辱しこれを支配して虐待するだけの奴隷人が今も多いことか。「馬之千里者、一食或尽粟一石。食馬者、不知其能千里而食也。是馬也、雖有千里之能、食不飽力不足」は、生徒の行動を自己の尺度に当てはめて矯正したつもりになり（大食らいをやめさせた）、逆に生徒の持つ可能性の芽を摘みとっている例である。ここでは教師に求められる基本的な人格が語られている。教師はまず自らを省みよ。

しかし、この韓愈の教師論にも大きな欠陥がある。それは時代の限界であるのかも知れないのだが、千里馬とは何なのかという問題である。韓愈自身、「原性」で人間の性には上中下があり生まれながらの能力は決まっていると述べた。それは性の善悪に限ったことだったかもしれないが、知育や体育に関して人間の能力には個体差があることはこれこそ自明のことである。つまり、一日に千里を走れるようになるという一意的な到達点を設けたときに、それが出来るようになる人間もいれば初めから可能性のない人間もいるのである。到達点が生徒の能力とは無関係に存在し、そしてその到達点に達する生徒を育てることが教師の仕事だとすると、結局は生徒を一定の規格に合わせて選別するだけになってしまう。韓愈の書いたものから出てくる生徒への評価は、絶対評価としか受け取れない。また比喩として上がっている千里馬が持っている価値とは、言うまでもなく軍事面の価値を第一とするのだから*23、韓愈が育てようとするのは国家に有用な部品ということになる。

私は、昨年から知的障害者*24の移動支援の仕事（ガイドヘルパーと呼ばれる）を始める

中で個々の人間の能力はかくも違いすぎるといふ不条理を再認識している（詳細は書かないが、私自身、空間認知機能などに障害を持っている）。こうした不条理に現実の教育はどう答えているのか。知的障害のひとつである自閉症児という概念を、小澤勲が「結局は国家の労働力商品となり得ない取り扱い困難な子どもたちの呼称でしかない」と言い切ったのは^{*25}、障害の一面を捉えた卓見だろう。国家が設定した規格に達することのない人間を排除するというのが、現実の教育の姿なのである^{*26}。

韓愈が個人内評価という考え方に至らなかったのは時代の限界で已むなしとしても、その教師論が単に国家権力の意を汲むものでしかないとするのならば、拙稿の冒頭で私が韓愈に感じた批判精神は浅い読みであつたことになる。本当に韓愈はその程度なのか。否。それは「進士策問十三首（その五）」に見る韓愈である。

6 自分で考えること 「進士策問十三首（その五）」

韓愈が教師となつてやつたことを見れば、彼の教師としての評価は自ずと明らかになる。それが、以下に掲げる「進士策問十三首（その五）」である。本文、百五十五字。

問。所貴乎道者、不以其便於人而得於己乎。当周之衰、管夷吾以其君霸。九合諸侯、一匡天下。戎狄以微、京師以尊。四海之内、無不受其賜物者。天下諸侯、奔走其政令之不暇。而誰与為敵。此豈非便於人而得於己乎。秦用商君之法、人以富国以彊。諸侯不敢抗。及七君而天下為秦。使天下為秦者、商君也。而後代之称道者、咸羞言管商氏。何哉。庸非求其名而不責其实歟。願与諸生論之。無惑於旧説。

問う。道に貴とする所はその人に便にして己に得なるを以てせずや。周の衰うるに当たつて、管夷吾その君を以て覇たらしむ。諸侯を九合し、天下を一匡す。戎狄以て微にして、京師以て尊し。四海の内、その賜物を受けざるはなし。天下の諸侯その政令に奔走してこれに暇あらず。しかして誰とともに敵するをなさん。これあに人に便にして己に得なるにあらずや。秦は商君の法を用い、人以て富み、国以て彊し。諸侯敢えて抗せず。七君に及んで天下は秦となる。天下をして秦と為せしは商君なり。しかるに後代の道を称する者、みな管商氏を言うを羞ず。何ぞや。いづくんぞその名を求めてその実を責めざるにあらずや。願わくは諸生とともにこれを論ぜん。旧説に惑うなかれ。

これも口語訳不要の平易な名文である（七君というのは、秦の孝公が商鞅の法を用いてから始皇帝の統一まで七代の意だ）。道で尊ばれるものは、それは人に便利であつて自分

自身にも得るところがあるからではないのか。韓愈はいきなりこう問いかける。ここでいう道とは、先の「原道」で人のあり方を論じたようなと同じく人の行くべき道であり、依るべき思想のことである。随分、功利的な文章で読む者を引きつけている。「原道」での韓愈が、人類がこの世界で生き抜いていくためには国家の下での社会秩序が必要であるという現実に立ったことを思えば、韓愈の韓愈たる所以の書き出しである。

この文章は、科擧の進士科の試験問題として韓愈が出題した中の一つである。『韓昌黎全集』に「進士策問十三首」として収められている問題の五番目であるが、「非一歳所作。編者集之耳（一歳の作るところにあらず。編者これを集めるのみ）」と注があつて、韓愈が国士監にいた頃の複数年の作品であることがわかる。「進士策問十三首（その五）」で特筆すべきは、前出の「与孟尚書書」で孔子の徒であることを悲壮感を以て宣言した韓愈が、儒家が嫌う霸道の管仲や法家の商鞅が治績を上げた歴史的事実を取り上げて、後代の儒家がその実績を評価せず思想内容を非難して恥ずべきものとしているのは「人に便にして己に得なる」という道の本来の姿を見失っているのではないのかと指摘し、それをここで諸生とともに論じたい、旧説に惑うなかれと情熱的に言い放ったことである。

これは韓愈の儒家一尊にあらざる自由な批判精神の発露と評価されるが*27、それ以上に大書すべきは、生徒に対して自分の頭で考えることを求める、それがたとえ定説や教師自身の考えに反していてもかまわないという一番教師に求められる態度を、ここで韓愈が披瀝していることだ。自分の頭で考える生徒を作ること、これが教師の仕事なのである。

自然科学者の木越邦彦は、教師の役割をこう語っている。「私の話がよく理解できたと思った人は、私の講義がまずかったと判断してよい。なぜなら、人は了解したと思った途端に、その先を考える好奇心を失ってしまう。講義はむしろ了解できず、いろいろと考える材料を供給する役割をする必要があるからである」と*28。木越の教師論も韓愈の主張を別の表現で語った素晴らしいものである。韓愈は国家という存在を必要としつつも、教育において教師は国家権力が求める規格に合わせて生徒を選別する作業には与しようとしていないのだ。

自分の頭で考えることというのは決して身の安全を意味しない。木越は第二次大戦中に心ならずも日本陸軍で原爆の開発に従事するが*29、韓愈は皇帝の淫祠邪教に対して自らの良心に従って諫言し、死刑に処せられそうになる。それが次の「論仏骨表」だ。

韓愈の名を排仏の旗手として不動にしたのが「論仏骨表」とも言える。本文は九百一字。それは元和十四年（八一九）のことと韓愈伝はしている。

時の皇帝憲宗は、法門寺（陝西省）に秘藏されている仏骨を宮中に入れて盛大な供養を行おうとした。唐代の仏教は講学上も国家仏教とされ、例えば開元二十七年（七三九）の皇帝玄宗の勅では天子の誕生日には祝寿の法会を、国忌には国忌の法会を行わせるなど地方官吏も公務を停めてこれに参列する国家的宗教儀礼が確立されていた。これは仏教の精神性を失った国家権力への隷属と批判される^{*30}。こうした流れの中で、憲宗は莫大な国費を投じて先の供養を行おうとしたのである。『旧唐書』憲宗本紀は、その様を「王公士庶奔走捨施如不及」と記している。「王公士庶奔走し、捨施及ばざるが如くす」とは王公から庶民に至るまで喜捨に走り回り、してもしてもまだ足りないという有様を示す。喜捨のために生業を放り出したり失ったりする者も多かったという。要は仏教教理の内省的な部分とかは一切なく、喜捨をして拝むことにより現世利益であるとか不老長寿といったものを追求する退廃に社会全体が陥ったのである。

眼前の退廃の大本を作った憲宗に対して、刑部侍郎の職にあった韓愈は諫言の上表をする。「伏以仏者夷狄之一法耳。自後漢時流入中国。上古未嘗有也（伏しておもえらく仏は夷狄の一法のみ。後漢の時より中国に流入す。上古未だかつて有らず）」で始まる文章は、韓愈が中国古来の周公から孔子に至る思想を軸にした国粹主義的な排外思想の塊のように映るが、それは必然の書き出しでもある。というのは、ここで韓愈が問題にしたのは仏骨を拝めば長寿を得られる式の迷信俗信を国家規模に膨らませた憲宗の行動であって、仏教思想の哲学的な面とかではない。単純に俗信を否定するために、仏教が来る前と来た後とでの天子の寿命の長短、王朝の年数を引き合いに出して憲宗を諫めたのである。

すなわち「昔者黄帝在位百年、年百一十歳。少昊在位八十年、年百歳。顓頊在位七十九年、年九十八歳。帝嚳在位七十年、年百五歳。帝堯在位九十八年、年百一十八歳。帝舜及禹、年皆百歳。此時天下太平、百姓安樂壽考。然而中国未有仏也。（中略）漢明帝時、始有仏法。明帝在位、纔十八年耳。其後乱亡相繼、運祚不長。宋齊梁陳元魏以下、事仏漸謹、年代尤促。惟梁武帝在位四十八年、前後三度舍身施仏。宗廟之祭、不用牲牢、尽日一食、止於菜果。其後竟為侯景所逼、餓死台城国亦尋滅。事仏求福、乃更得禍」と筆が進む。南北朝時代に仏教が盛んになったが王朝がいずれも短命で終わったことを「事仏漸謹、年代尤促（促は短いの意）」と言い、例外的に梁の武帝が在位四十八年と長かったものの最期は侯景の乱に遭い餓死したことを「事仏求福、乃更得禍」と断じる。苦しい時の神だのみ

など意味がないという正論だが、この部分が憲宗を激怒させた。

韓愈伝では「憲宗怒甚。間一日、出疏以示宰臣、将加極法」と書かれている。「憲宗怒り甚だし。間一日、疏を出して以て宰臣に示し、まさに極法を加えんとす」とは、憲宗が怒りにまかせて韓愈を死刑にしようとしたことを示す。宰相であった裴度と崔羣は「非内懷忠懇不避黜責、豈能至此（内に忠懇を懷き黜責を避けざるに非ずんば、あに能く此れに至らんや）」とこれを諫めた。黜責とは見慣れない文字だか「ちゆつせき」と読んで咎められることである。内に至誠を懷き処罰も肯んじる覚悟がなければ、こんなことはできませんと正論の弁護だ。宰相として立派である。対する憲宗の言葉が、実に問題の核心を突いている。「愈言我奉仏太過、我猶為容之。至謂東漢奉仏之後帝王咸致天促、何言之乖刺也。愈為人臣敢爾、狂妄固不可赦（愈の言、我仏を奉ずることはなはだ過ぎたりと。我なこれを容れるをなす。東漢仏を奉ずるの後、帝王みな天促すと謂うに至りては、何ぞこれ乖刺を言うや。愈人臣となりて敢えてしかり。狂妄もとより赦すべからず）」と。乖刺はよこしまな諷刺。仏教を信じた帝王が短命だった、と言われたのが一番憲宗の癪に障ったのである。まさに精神の退廃の自白だ。

結局、韓愈の死刑は良識ある重臣の取りなしで潮州刺史への左遷で済む。これを初めから結末がわかっていてやった韓愈のスタンドプレーとの中傷も仄聞するが、曹魏の武帝が異見を述べた一代の文人たる孔融（『後漢書』孔融伝）を殺してしまった話は余りにも有名であり、韓愈がそうならなかった保障はどこにもない。「論仏骨表」は自分の頭で考える生徒を育てようとした韓愈が、自分の頭で考えて正しいと信じたことに殉じようとした姿であり、教師として範たるものである。

ここでは「論仏骨表」の全文は紹介しないが、飽くまでも迷信俗信に基づく社会的な弊害を除こうとしたのが韓愈の論であって仏教の内面的なものまで攻撃していない。七頁に引いた「与孟尚書書」は、実は韓愈が左遷先の潮州で大顓和尚なる仏教者と交友を持ったことを自ら弁明するためのものだが、書中で大顓を「頗聰明^{*31}、識道理」と認めている。

余談。憲宗は翌元和十五年に四十三歳で死ぬ。『旧唐書』憲宗本紀に「皆言内官陳弘志弑逆。史氏諱不書」とあり、宦官の陳弘志に殺されたとのことだが真相は闇に葬られたと。

8 韓愈の評価 国家権力と教育

教育史における韓愈の評価を述べようとすると、国家権力と教育の問題に行きつく。韓

愈自身が無政府的な理想郷には立たなかったように、人間が生存のために社会生活を必要とし、そしてそのためには国家は必要である。ただし国家すなわち国家権力の担い手は常に暴走する本性を持っている。よく「今は民主主義の時代で専制下ではない」などと言うのを聞くが、そもそも民主主義の政治形態である三権分立の発想は権力の座にある人間を決いで信用してはならないという歴史上の経験に立っている^{*32}。つまり国家権力は暴走するという大前提に立ち、相互監視でこれを抑制しようと試みたのが三権分立なのだ。

こうして見たときに、民主主義であろうとなかろうと教育もまた権力者の恣意により都合のいい人材作りの手段として使われるおそれが常にあるのだ。教育を論じるものは、これを論ぜずして何のための教育学か。

最近に起きた例が、福島原子力発電所の惨事である。平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震は自然科学的に復旧困難な原子力災害を広範囲にもたらした。メルトスルー¹したと思われる核燃料は現在も所在すらわからず、冷却のために無限に増え続けて海に土に流出している汚染水の問題ともども惨事は拡大して対処法が見出せない。これは地震という天災に起因するのではなく、そもそも心ある科学者たちが早くから警鐘を鳴らしていたとおり^{*33}、人類の手に負えない核燃料を国家権力が弄んだ結果でしかない。それに協力したのは私たち一人ひとりであるのは無論として、知識人として核燃料の危険性を熟知しているはずの科学者たちがこれに手を貸したことが惨事の原因として大きい。

福島原子力発電所の惨事で私は本籍地を失った。これからどれだけのものが失われるのか。そして、この世界がどうなっていくのか。そんな思いを強く懷いたことが本稿を書くとしたもうひとつの切っ掛けである。

韓愈は、生徒を人格的に侮辱することなしに導いて育てることが教師の基本であると述べ、そして育てるべきは自分の頭で考えることの出来る人材であると述べ、そして人は相手が権力者であっても正しいと思うことを曲げない姿勢をとるべきだと範を示した。彼のような教師がいて、彼のような人材が育つこと、それがあるべき教師論だろう。韓愈の名を私たちは教育史の中に永く記憶せねばならぬ。

ただ、韓愈の教師論にも既に触れたような問題点がある。それは個人内評価の視点がないうことだ。人は生まれながらにして能力が異なっている。その人なりの能力で、不足なく生きていける社会を作り出すこと。それが真の意味での人権である。そのためには絶対評価でもなく相対評価でもない、個人内評価という考え方こそ教育者は採るべきなのだ。表面上は障害者に対する差別禁止は立法までされたが^{*34}、健常者に対する能力による選別は

全く問題にされていない。逆説を承知で敢えて言えば、健常者への能力による選別が非難されない限り障害者への差別がなくなることはあるまい。

韓愈が「雑説（その四）」で例に挙げた千里馬が、国家にとって有用な資源としての人材の追求ではなく、すべての人の幸福を意味する何かに別のものに置き換わったとき、私たちは本当の意味で韓愈の問題提起を受けとめたことになるのではないか。韓愈は私たちに自分の頭で考えろと言っているのだから。

五十代でガイドヘルパーとなり障害のある人たちと関わって人間界の不条理の一端に触れ、そのことから空間認知能力の欠如等で劣等生として公的教育の中で傷を負った自身を振り返ったことも本稿の執筆の切っ掛けである。（平成二十六年四月四日脱稿）^{*35}

*1 伍振鷺（ゴシンサク。三文字目のサクは「かしらが族、あしが鳥」でユニコード9DFの文字である）『中国教育史要略』（五南図書公司、二〇〇八年）による。なお、私は現代中国語は解しないので漢文訓読的にこの本を見ている。

*2 「三十歳になつてやつと明経に受かる者もいれば、五十歳の若さで進士になる者もある」の意。前掲『中国教育史要略』から。

*3 吉川孝次郎『続人間詩話』（岩波新書、一九六一年）。

*4 この「そむく」の字は、ユニコード76EDの文字である。

*5 魚の前はユニコード9C77の文字で、音はガク、意味は鰐である。

*6 淫祠邪教とは本来異端とされる宗教を指す言葉らしいが、ここでは壺を買えば家運が良くなるといった靈感商法類似のものを指す。

*7 吉川孝次郎『人間詩話』（岩波新書、一九五八年）。

*8 教員採用試験情報研究会編『教育史これだけは暗記しよう』（一ツ橋書店、二〇一一年）。

*9 米山弘編著『教師論』（玉川大学出版会、二〇〇一年）。

*10 世界教育史大系4「中国教育史」講談社一九七五年も、本文四百二十二頁のうち約九割が清代変革時期以降の叙述である。

*11 海後宗臣『日本教育小史』（講談社学術文庫、一九七八年。ただし初出は一九四〇年）。

*12 柴田義松編著『教育の方法と技術』（学文社、二〇一〇年）

*13 元は『礼記』に見える理想世界で、道德が確立されて天下は公有された社会。孫文の思想にも受け継がれている。

*14 清水潔「韓愈」（東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家』上巻、勁草書房一九六三年所収）も、韓愈の論理を粗放だとしている。

*15 仏教史学会『仏教史概説中国篇』（平楽寺書店、一九六四年）。

*16 仏典の漢訳者でもあった孟簡が韓愈に書簡で入信をすすめたことへの返事。

*17 注9の『教師論』は、第一章を「人類の教師」として孔子を挙げている。

*18 これは職業差別である。韓愈が生きた時代のなせる限界なのだろう。私自身、ダブルワーク・トリプルワークの貧困層で最低職と呼ばれる仕事をする身である。

*19 清水茂訳『韓愈I』（筑摩書房世界古典文学大系30A、一九八六年）。

*20 台湾中華書局、一九八〇年。

*21 宋代に成立した『文章規範』は竜説と馬説を「雑説」上下とし、医説と鶴説はない。

*22 起承転結を支持するものとして三上英司「教科書教材としての韓愈『雑説』（北海道教育大学函館国語会『函館国語』第十一号、一九九五年所収）。

*23 例として『史記』趙世家に「繆王日馳千里馬，攻徐偃王大破之」と。

*24 「障害」という表記を差別的だと攻撃してこれを「障がい」と書き直す動きが行政でも広がっているが、では「障」の字はよいのかということになる。

*25 小澤勲『自閉症とは何か』（草思社二〇〇七年、ただし初版一九八四年の復刊）。

*26 二〇〇五年に成立した障害者自立支援法（現在の名は障害者総合支援法）は、資源の枯渇を前に一旦は労働力商品にならないとした障害者の中から労働力商品化できるものを探そうとする企図であろう。

*27 注14の清水潔など。

*28 木越邦彦『年代を測る』（中公新書、一九七八年）。

*29 NHK総合テレビ二〇一一年八月六日放送の『原爆投下 活かされなかった極秘情報』

*30 注15にも引いた仏教史学会『仏教史概説中国篇』（平楽寺書店、一九六四年）。

*31 漢文で頗は「少しは」の意味であるが、「道理を知る」と続くところからここでは「かたよる」の意か。

*32 田中二郎他『行政法講座』第一巻（有斐閣、一九六四年）

*33 例えば高木仁三郎『プルトニウムの恐怖』（一九八一年、岩波新書）など。

*34 平成二十五年法律第六十五号「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

*35 使用した漢文資料はいずれも市販本を使用した。煩を避けて全ては紹介していない。